

「訪問看護」重要事項

令和6年6月

訪問看護サービスの提供にあたり、当事業所が利用対象者様に説明すべき重要事項は次の通りです。

1. 訪問看護を提供する事業者について

事業所名	・医療法人社団愛信会
事業所の所在地	・千葉県佐倉市栄町20-4
法人種別	・医療法人
代表者名	・岩淵康雄
電話番号	・043-486-1311

2. ご契約者様へ訪問看護サービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称	・佐倉中央病院
施設の所在地	・千葉県佐倉市栄町20-4
開設年月日	・昭和55年11月
介護保険事業所番号	・1214210399
管理者の氏名	・岩淵康雄
サービス提供地域	・佐倉市 成田市 酒々井町 印西市
電話番号	・043-486-1311
FAX番号	・043-486-1314

(2) 事業の目的、運営方針

事業の目的

主治医が訪問看護の必要を認めた方に対し、適切な訪問看護サービスを提供することを目的とする。

運営方針

心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに自立生活の確保を重視した在宅療養が出来るように支援する。

また、関係市町村や地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) ご利用事業所の職員体制（令和6年6月現在）

職種	従事する業務内容	人員		
		常勤	非常勤	計
管理者	職員管理業務等	1	0	1
看護師	サービス利用の受付	1	0	1
准看護師	計画立案と実施・評価・説明	0	0	0
理学療法士		0	0	0

(4) サービス提供日時

サービス提供日時 ・月曜から金曜 午前9時から午後5時まで
休業日 ・土・日曜・祝日・年末年始

3. サービスの概要

- (1) 日常生活の看護
- (2) リハビリテーション・在宅改修・福祉用具に関する相談
- (3) 医療的処置、管理、指導
- (4) 認知症の看護・精神心理的看護
- (5) 介護者の相談
- (6) 各種在宅サービスの相談

(1) 基本的な利用料金

介護保険からの訪問看護サービスを利用する場合の自己負担額は、負担割合によって利用料金が変わります。但し、介護保険の給付範囲を超えたサービスの利用については、全額自己負担となります。

※初回につき300円の自己負担があります。

- ※1 上記の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなくご利用者様のケアプランに定められた時間を基準とします。
- ※2 ご契約者様に保険料などの滞納がある場合には、保険適応であっても一旦は全額自己負担となります。
- ※3 上記料金のほか、必要に応じて月の始めに下記の加算を頂戴致します。
- | | |
|------------------|--------------------|
| 緊急時訪問看護加算 | 3,150円(自己負担は、315円) |
| 午後6時から午後10時の訪問 | 基本利用料金×25%追加 |
| 午後10時から翌朝6時までの訪問 | 基本利用料金×50%追加 |
| 午前6時～午前8時迄の訪問 | 基本利用料金×25%追加 |
- ※4 その他の加算については、必要に応じご説明致します。

- ・各種医療費公費負担の医療証をお持ちの方は、お申し出下さい。
- ・医療保険証による訪問看護の場合には、保険区分に応じて費用負担は変わります。

※1 上記料金のほか、必要に応じて下記の加算を頂戴致します。

緊急時の訪問看護	1回あたり基本療養費+2,650円
午後6時から午後10時の訪問	1回あたり基本利用料金+2,100円
午後10時から翌朝6時までの訪問	1回あたり基本利用料金+4,200円
午前6時～午前8時迄の訪問	1回あたり基本療養費+2,100円
同一日で複数回の訪問	2回の訪問 基本利用料金+4,500円 3回以上の訪問 基本利用料金+8,000円
1回の訪問が長時間を要する場合	週に1回 5,200円を加算

点滴・注射など、医療的な行為を必要とする割合が高い方を示します。

その他、加算の発生する場合などは都度ご説明致します。

- ※2 交通費については、医療保険の場合、全額自己負担となります。
1回あたり 1km(往復)につき 100円、5Km(往復)以上の場合は、
一律500円をご請求させていただきます。

- キャンセル料については、下記の通りとなります。
1回あたり 予定していたサービス提供料の全額
◎当日の9時までにご連絡があった場合には、請求いたしません。

- ・利用料金は1ヶ月ごとで計算し、毎月10日までに前月分の請求をいたします。
- ・現金にて窓口でのお支払をしていただくか、振込みの手続きをしていただきます。
(振込みに関してはお問い合わせ下さい)

当事業所が提供した訪問看護サービスに関する相談・苦情は、下記の窓口までお願い致します。

施設名	担当者	受付時間	連絡先
佐倉中央病院	八賀孝浩	平日の9時から18時	043-486-1311
佐倉市役所 福祉部 介護保険課			043-484-1771
千葉県庁 健康福祉部 介護保険課			043-223-2456
千葉県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係(※)			043-254-7428

※介護保険による国民健康保険をご利用の方

6. 緊急時の対応

(1) 利用者の急変

看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた場合には、必要に応じて臨機応変に手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を致します。

(2) その他緊急事態

提供する看護師等に故意に危害など被る行為等につきましては、提供行為を中断し、厳正なる対応を図ります。

7. その他

(1) サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。

(2) 原則として、担当者の選定は出来ません。

(3) あらかじめ計画されたサービス時間は交通事情等により遅れる場合があります。

(4) 感染予防のため、手洗い等を実施しています。訪問看護前後の手洗いの場の提供にご協力をお願いします。

(5) ご利用者及びご家族からのお心遣い、訪問時の飲食などの、おもてなしは、ご遠慮いたします。